

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県守衛制服規程の一部改正
- ◇告示 畑地地区指定告示の一部改正
- 鶏の移入禁止区域の指定解除
- 種畜証明書の交付
- 土地改良区の定款変更等認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

訓令

鳥取県訓令第十二号

庁 中 一 般

鳥取県守衛制服規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、夏季には開襟シャツを、冬季には外とうを着用することができる。

第四条を次のように改める。

（服制及び外とう、）

第四条 守衛の服制及び外とうは別表のとおりとする。

第六条を次のように改める。

（制服及び外とうの着用期間）

第六条 制服は冬服及び夏服とし、制服及び外とうの着用期間を次のように区分する。

一 冬服 毎年九月十日から翌年六月九日まで

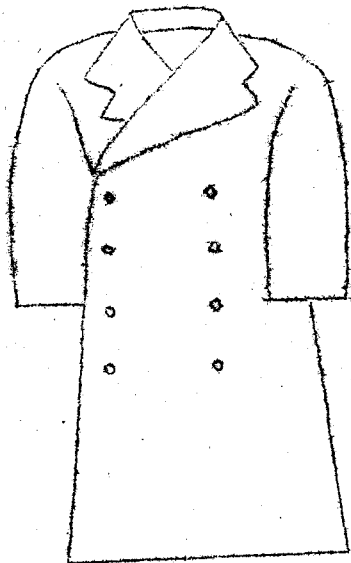
二 夏服 毎年六月十日から九月九日まで

三 外とう、毎年十一月二十日から翌年三月末日まで

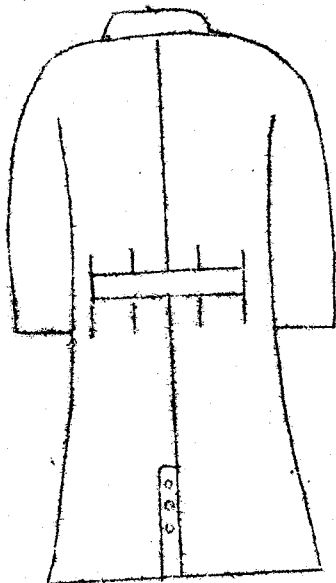
2 前項の期間は気候の状況によつて変更することができる。

第七条に第四号として次の一号を加え第四号を第五号とする。

前
面



後
面



四 外とう、

第八条第一項を次のように改める。

貸与品の貸与期間は次のとおりとし、月をもつて計算する。

- 帽 二十四箇月
- 冬服 二十四箇月
- 夏服 二十四箇月
- 外とう、 三十六箇月
- 腕章 二十四箇月

第八条に第三項として次のように加える。

3 中古品を貸与する場合にはその耐久度に応じて第一項の規定にかかわらず、別に貸与期間を定める。

第九条を次のように改める。

第九条 削 除

別表中ズボン（夏服）の次に次のように加える。

地 質 黒又は濃紺の羅紗

外とう、

式 製

後面	前面
<p>形状は別図のとおりとする。</p>	<p>開きん、剣えり、胸部は二重とし地質色ボタン各四箇を二行につける。表左右兩横に一箇ずつ内左右に一箇ずつポケットをつけ、ポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。</p>

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

告示

鳥取県告示第四百三十一号

昭和二十八年十二月二十八日付鳥取県告示第五百七十五号及び昭和二十九年七月三十日付鳥取県告示第三百八十三号で公示した畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）第四条の規定に基く畑地地区としての市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

畑地地区としての指定市町村の区域 改めた年月日

東伯郡の「赤碕町、以西村、成美村、安

田村」を「赤碕町（旧赤碕町、

以西村、成美村及び安田村の区

域）」に 昭和二十九年一月一日

「浦安町、下郷村、上郷村、古

布庄村、八橋町」を「東伯町（

旧浦安町、下郷村、上郷村、古

布庄村及び八橋町の区域）」に

昭和二十九年二月一日

「下北条村、中北条村」を「北

条町（旧下北条村及び中北条村

の区域）」に 昭和二十九年六月一日

西伯郡の「庄内村、名和村、御来屋町、

光徳村」を「名和町（旧庄内村

名和村、御来屋町及び光徳村の

区域）」に 昭和二十九年四月一日

「成実村、巖村、彦名村、崎津

村、大篠津村、和田村、富益村

夜見村」を「米子市（旧西伯郡

成実村、巖村、彦名村、崎津村

大篠津村、和田村、富益村及び

夜見村の区域）」に 昭和二十九年七月一日

「渡村、外江町、境町、上道村

余子村、中浜村」を「境港町（

旧渡村、外江町、境町、上道村

余子村及び中浜村の区域）」に

鳥取県告示第四百三十二号

昭和二十九年四月二十三日鳥取県告示第二百一号をもつて公示したニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定による

昭和二十九年年度地方臨時種畜検査合格名簿

一 黒毛和種

昭和二十九年八月十日

日野郡の「二部村、溝口町、日光村」を

「溝口町（旧二部村、溝口町及

び日光村の一部の区域）」に

昭和二十九年四月一日

「江府町、日光村」を「江府町

（旧江府町及び日光村の一部の

区域）」に 昭和二十九年四月一日

移入禁止区域の指定を次のように解除する。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

解除区域

大阪府

鳥取県告示第四百三十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による種畜証明書を次のように交付した。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書	番号	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所
				父	母	氏名

昭二九鳥	昭二八、	西伯郡大山村	益広	黒	九九	むらゆか黒五八、七〇九	二	倉吉市上余戸
地第一号	五、二八							生部 音蔵
二 伯富	五、四	東伯郡羽合町	井上	〇八七〇	やまさき予鳥七、〇五四	〇五四	〇	東伯郡東郷町
三 新緑	二、一〇	北条町	第一小谷	六〇三	ふくた	黒一二、七七一	〇	倉吉市古川沢
四 日置	二、三	山田	〇三七〇	おさき	〇四九、三一三	〇	〇	西谷 幸八
五 山勝	一、八			きねん	本 九、二二三	〇	〇	東伯郡三朝町
六 長谷川	四、一	東郷町	井上	〇八七〇	ふじもと黒	八、七七七	〇	布広 潔
七 壽広	六、一	東伯町	益広	〇九九	ことぶき本黒八、八〇二	〇	〇	西村 善一
八 伯榮	五、一〇	倉吉市中江	井上	〇八七〇	おくの予鳥一五、五九三	〇	〇	入江 洋
九 野高	四、二三	赤碕町	益広	〇九九	とみ	〇一二、八八三	〇	東伯町 又蔵
一〇 第三翠竜	昭二七、	八頭郡安部村	第一四光龍	第一三ときわみどり	本黒一、六四二	〇	〇	森下 栄
一一 岩永	昭二八、	西伯郡大和村	益広	黒 九九	さざり 黒	八、六八七	〇	上口 武義
一二 泰広	五、三	淀江町	〇	とみやま	〇二一、九六七	〇	〇	鳥取県種畜場

一三 栄山	六、五	米子市池内	第三保命	本黒一、三九一	みつまた	〇三、二二二	〇	米子市池内
一四 光芳	〇	西伯郡大高村	第二栄光	黒七五六	いけくら	〇六九、〇二三	〇	岩田顯次郎
一五 誠壽	五、二五	大山村	益広	〇九九	みゆき	〇五八、九九四	〇	諏訪 巖
一六 善賢	五、一〇	米子市葭津	〇	たかみ	〇四一、一八八	〇	〇	西伯郡余子村
一七 岩光	五、九	西伯郡所子村	〇	その	〇二、九七三	〇	〇	山本 憲
一八 第六栄光	四、二三	大幡村	第二栄光	きよみつ	〇二二、〇八三	〇	〇	米子市諏訪
一九 利光	四、三〇	大高村	〇	みはな	〇六九、二四三	〇	〇	生田 永一
二〇 春陽	四、二〇	春日村	〇	ふじ本黒	〇一二、五三七	〇	〇	西伯郡外江町
二一 桜	四、一三	栗村	井岡	まにわ	黒五八、七三八	〇	〇	大幡村 輝栄
二二 第八栄光	三、二六	大高村	第二栄光	ともよし予鳥	〇六、七〇七	〇	〇	加川 大幡村
二三 清光	一、二〇	大幡村	〇	せいとう本黒	〇二、九四五	〇	〇	河崎町 房栄
二四 庫広	昭二七、	大山村	益広	〇九九	あかくら予鳥	〇四、六〇〇	〇	西伯郡日吉津村
	八、二三							山崎 元一

三五	森藤	昭二八、 六、一〇	名和町	保次	本黒一、七四四	ふじかつ二	本黒三四二	名和町	森田 祥平
二六	谷福	五、一	益区	黒九九	のぐさ	黒二、六二九	桑本 衛夫		
二七	邦山	五、一〇	米子市吉岡	光万黒一、五〇五	かねさか	一、九〇〇	余子村	景出 勝道	
二八	金泉	五、六	日野郡溝口町	益広	九九	うめ	予鳥六、四九二	日野郡日野上村	増田 清悦
二九	雄峯	昭二七、 一一、一〇	西伯郡淀江町	みどり	本黒二、五一九	江府町	神奈川農協		
三〇	第二光洋	昭二八、 二、八	八頭郡家町	夏源	本黒一、八五九	第二ぎんよく	二、〇五〇	八頭郡用瀬町	小松 善則
三一	第四幾榮	五、九	大村	さかえ予鳥一、七九二	鳥取市猪子	中村 豊治			
三二	五月	五、一	鳥取市猪子	西村	黒五四九	おゝた	黒一七、〇二七	鳥取市猪子	中村 豊治
三三	山根	三、二九	気高郡逢坂村	鷲峯	七二二	はやし	一五、八一五	林 吉岡	林 毅
三四	第三林	三、二	鳥取市 (美穂村)	若安	三七三	きくひで	本黒四、六八五	向国安	森下 文吉
三五	小原	六、一	気高郡日置村	鷲峯	七二二	やまね	黒二、〇二三	気高郡日置村	砂田 肇
三六	山根	五、一	鳥取市上光	おりき	予鳥四、三九四	逢坂村	山田松次郎		

三七	沢田	昭二七、 一一、一八	気高郡宝木村	第三小倉	本黒二、二四八	きち	黒五四、三〇三	中瀬 末治	
三八	辰谷	九、二〇	八頭郡船岡町	琴峯黒一、三七四	しようたつ	八、五五〇	鳥取市吉方	岩美郡鳥取市畜連	
三九	上	昭二五、 四、一一	気高郡宝木村	予 一八三	予 四七〇	予クン三〇四	西伯郡所子村	尾崎 太一	
四〇	本五二三	昭二七、 二、一五	群馬県多野郡	本 七九	予クン三〇四	西伯郡所子村	尾崎 太一		
昭二九鳥	鳥種	昭二七、	東伯郡赤碓町	岡二二、九〇	岡二二、九五	二	倉吉市古川沢	西谷 正美	
地第四一	号	二六、九四	一、六	種一、二二八	種四、九一五				

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、天神野土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年八月十九日認可した。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県教育委員会告示第四十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年八月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 萩原 治郎

一日時 八月二十八日 午前十時三十分

教育委員会告示

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県

二 場所 県教育委員会会議室
三 議題 昭和二十九年年度予算について
その他